

記者会見

日時：令和7年4月3日（木）14時～

場所：伊達市役所東棟 401・402会議室

1 年度始めのあいさつ

2 伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金の
申請受付が始まります

（産業部商工観光課）

資料1

3 データ駆動型スマート農業講演会を開催します

（産業部農政課）

資料2

4 帯状疱疹ワクチンの定期接種が始まります

（健康福祉部健幸づくり課）

資料3

5 生ごみ処理機購入費補助金の申請受付が始まります

（市民生活部生活環境課）

資料4

6 市内周遊パンフレット（農産物直売所編）を設置

（産業部農政課）

資料5

伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金の 申請受付が始まります

伊達市では、エネルギー、食料品価格高騰等の物価高騰の影響を受けた事業者に対して支援を行っています。

今回、燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。

1 対象者

令和6年12月から令和7年3月までのいずれかの1カ月のうち燃料費
または電気料金の支払いが10万円以上の月がある対象業種の事業者

2 対象業種

建設業 / 製造業 / 情報通信業 / 運輸業、郵便業 /
卸売業、小売業 / 金融業、保険業 / 不動産業、物品賃貸業 /
学術研究、専門・技術サービス業 / 宿泊業、飲食サービス業 /
生活関連サービス業、娯楽業 / 教育、学習支援業 /
医療、福祉 等

3 応援金の額

一律 5万円

4 申請期間

4月15日（火）～5月15日（木）

5 申請書の提出先

伊達市商工会（伊達地域、梁川地域、霊山地域、月舘地域の事業者）
保原町商工会（保原地域の事業者）

6 申請書類取得方法（4月上旬頃～）

- ①伊達市商工観光課ホームページよりダウンロード
- ②伊達市役所商工観光課（保原庁舎3階）及び各総合支所窓口
伊達市商工会及び各支所、保原町商工会の窓口にて配布

問合せ

産業部商工観光課
電話 024-573-5632

伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金



燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。



◆交付対象者

以下の要件を全て満たす、中小企業者または個人事業主

(※中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者(社会福祉法人・医療法人・NPO法人・学校法人を含む)ただし、みなし大企業を除きます)。

①業種が、以下のいずれかに該当する者(日本標準産業分類による分類。詳細は申請受付事務要領をご確認ください。)

分類	
建設業	学術研究、専門・技術サービス業
製造業	宿泊業、飲食サービス業
情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業
運輸業、郵便業	教育、学習支援業
卸売業、小売業	医療、福祉
金融業、保険業	サービス業(その他に分類されないもの)
不動産業、物品賃貸業	

②応援金交付申請日以降も引き続き市内で事業継続するが確実であること。

③令和6年12月から令和7年3月のいずれかの1か月のうち事業活動のために支払った燃料又は電気のコスト(以下「補助対象経費」)が10万円以上(以下「対象月」)の月があること。

(※あくまで支払った日が上記③の期間に該当するかで判断します。)

⑤市税の滞納がないこと。(伊達市に納税していない事業者は対象になりません。)

⑥伊達市暴力団排除条例の規定に該当しないこと。

⑦性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

◆応援金の額

1事業者につき、一律5万円

◆申請期間

令和7年4月15日(火)～令和7年5月15日(木) ※当日消印有効

◆お問合せ・申請先(郵送または持参にて申請ください)

◇旧伊達町、梁川町、靈山町、月舘町の事業者
⇒伊達市商工会

◇旧保原町の事業者
⇒保原町商工会

<伊達市商工会>
〒960-0756
伊達市梁川町青葉町3番地
Tel.024-577-0057

<保原町商工会>
〒960-0612
伊達市保原町字宮下111番地
Tel.024-575-2284

◆申請の流れ

申請受付事務要領を確認し、必要書類を添えて郵送、または持参にて提出してください。

申請

【指定様式等】

※各様式の裏面に記載例を掲載しています。確認の上ご記入ください。

- 中小企業燃料費等高騰対策応援金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）

【添付資料】

□ 伊達市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し

- ・ 例) 営業許可書、登記事項証明書（3か月以内のもの）、確定申告書の写し（直近のもの）等を提出してください。

□ 対象月の補助対象経費が確認できる書類の写し

- ・ 例) 領収書、通帳の写し（支払いが確認できる部分）、確定申告の基礎となる資料等を提出してください。

□ 完納証明書（伊達市役所税務課又は各総合支所にて取得）

- ・ 法人の場合：法人名義の完納証明書
- ・ 個人事業主の場合：代表者名義の完納証明書

□ 振込口座の通帳の写し

- ・ 応援金を入金する振込口座の通帳の写しを添付してください。（金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義及び名義人の漢字・カナ表示がある箇所）の写しを提出してください。）

※申請チェックシートにチェックを入れ、申請書に添えてご提出ください。

※申請書等を修正する場合には二重線、訂正印で修正願います。修正液、修正テープ等は使用しないでください。

決定

【交付書類】 応援金交付決定通知書（様式第4号）を送付いたします。
不交付の場合は、応援金不交付決定通知書（様式第5号）を送付いたします。

支払

交付対象者の指定口座（申請者と同一名義の口座）に振付いたします。
※応援金交付決定通知書送付から約1か月以内に振付

データ駆動型スマート農業講演会を開催します

伊達市では、スマート農業を推進するために、圃場の環境を計測・可視化し、栽培に適した環境を作り出すことを目指す環境測定装置の導入を図っています。

今回、園芸作物先進地から学ぶ「データ駆動型スマート農業講演会」を開催し、あわせて令和7年度に導入する生産者の募集を行います。

1 開催日時

4月24日（水）14:00～16:00

2 開催場所

伊達市梁川総合支所 3階大会議室

3 内容

(1) データ駆動型農業とは

(講師：高知県農業振興部IoP推進監 岡林俊宏氏)

(2) 先行導入者からの報告

(3) 先行導入データの分析結果 (IoP農業研究会副会長 越智史雄氏)

(4) 育成データ・モニター募集について

※令和7年度 20生産者（キュウリ10台・イチゴ10台）の募集

詳細は講演会にて説明

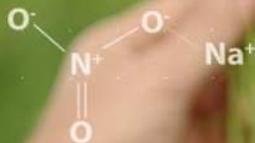
4 応募方法

別紙チラシ二次元コードまたはFAXによる申し込み

問合せ	産業部農政課 電話 024-573-5635
-----	---------------------------

勤と経験に頼る
栽培からの脱却

SODIUM NITRATE FORMULA STRUCTURE



もっと楽しく、
もっと効率的に、
もっと儲かる農業へ

園芸作物先進地から学ぶ

データ駆動型スマート農業講演会

日時

令和7年 **4月24日(木)** 14:00~16:00
受付 13:30~

会場

伊達市梁川総合支所3階大会議室(伊達市梁川町青葉町1番地)

定員

70名 参加費無料

申込方法

QRコードまたはFAXにてお申し込みください。詳細は裏面をご覧ください。

申込期間

令和7年3月26日(水)~4月21日(月)17:00

聞く

先行導入者による事例報告

- 高知県の技術(環境測定装置)を先行的に試験導入した生産者による事例報告
- キュウリ生産者
設置期間 8月~11月
- イチゴ生産者
設置期間 10月~現在

学ぶ

園芸大国高知県の取り組み

- 園芸で面積当たり産出額断トツ1位の高知県から講師をお招きし、高知県での取り組みを紹介
- 高知県キュウリ生産者による日本一の栽培技術を紹介

試す

育成データモニター募集

- キュウリ・イチゴの育成環境データ収集に協力いただける農家を募集
- 設置費用は無料。ただし、ハウス内に電源があること、定期的なWEBでの情報共有化会に参加が可能な方 など

※ 詳細は講演会にて説明します。



申込み日 令和7年 月 日

データ駆動型スマート農業講演会参加申込書（FAX用）

ご氏名	お住まいの地域 <small>○で囲んでください。</small>	連絡先 <small>（日中連絡がつくもの）</small>
	伊達市・桑折町・国見町・その他（ ）	

※ ご記入いただいた情報については、本講演会の事務処理のためにのみ使用し、ご本人の承認なしに第三者に提供することはありません。

FAXで申し込む	Webから申し込む
024-573-5865 産業部農政課	 QRでのお手続きを お勧めします

データ駆動型スマート農業とは

農業の現場でデータやAIを活用して、作物の生産性を高める農業の取り組みのこと。

带状疱疹ワクチンの定期接種が始まります

伊達市では、4月1日から带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、带状疱疹の後遺症及び重症化を予防し、安全・安心な生活と健康の維持増進を図るため、带状疱疹ワクチンの接種を実施します。

1 接種開始日

4月1日（火）

2 内容

医療機関における個別接種を実施

（接種回数は、組換えワクチン2回、もしくは生ワクチン1回）

※組換えワクチンは1回目から2か月以上6か月以内に2回目を接種

3 対象者

①65歳の者

②60歳以上65歳未満の者で免疫機能障がいをもつもの

③65歳を超える者は5年間の経過処置として5年ごとに対象

（70・75・80・85・90・95・100歳）

※100歳を超える者は令和7年度のみ全員対象

4 自己負担額（1回あたり）

組換えワクチン：10,800円

生ワクチン：4,200円

5 周知方法

3月末に予診票等の個別通知を発送

広報紙4月号、市HP及びSNS、医療機関へのポスター掲示を予定

問合せ

健康福祉部健幸づくり課

電話 024-575-1116

生ごみ処理機購入費補助金の申請受付が始まります

伊達市では、4月1日からごみの減量化を推進するために、生ごみ処理機（コンポスト等）の購入費用の一部を補助します。生ごみ処理機の普及を促進することで、可燃ごみの減量化に対する市民の意識高揚を図ります。

1 受付期間

4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（予算額に達した時点で終了）

2 補助内容

生ごみ処理機の購入費用の2/3（100円未満切り捨て）

※1世帯につき上限40,000円

生ごみ堆肥化容器（コンポスト）、ダンボールコンポスト、
密閉化容器（ぼかし容器）、電動（手動）式生ごみ処理機

3 対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- ・生ごみ処理機を設置できる敷地を有し、適切に維持管理できること
- ・堆肥化された生成物等を自己の責任で処理できること

4 申請先

生活環境課および各総合支所

※申請書類などの詳細は、お電話または市の
ホームページでご確認ください



市HP



問合せ

市民生活部生活環境課

電話 024-575-1228

生ごみ処理機購入費補助金

生ごみ減量化処理機(イメージ図)



1. 補助対象機器は、次に掲げる容器及び機器です。

- (1) 生ごみ堆肥化容器(コンポストなど)
- (2) 密閉式(ぼかし)容器
- (3) ダンボールコンポスト
- (4) 電動(手動)式生ごみ処理機

2. 補助金の交付対象者は、次の要件を備えた方です。

- (1) 市内に住所を有して居住していること。
- (2) 本人又は同一世帯に属する者が補助金の交付を受けていない、または、世帯の上限額に達していないこと。

3. 補助金額は次のとおりです。なお、補助総額が予算額に達し次第、受付を終了します。

★購入代金の3分の2以内(100円未満切捨て。1世帯4万円上限。)

(注意1)

新品、未使用品及び既製品でない機器・オークションや個人間で売買された機器は補助対象になりません。送料、こん包代も補助対象になりません。

(注意2)

クーポン、ポイント及びその他の割引が適用された場合は、その割引相当額を除いた価格が補助対象経費となります。

4. 補助金の交付を受ける方は、次の書類を添えて、生活環境課または各総合支所に提出してください。

- (1) 補助金申請書兼実績報告書
- (2) 領収書の写し及びその内訳がわかる書類(レシートのみは不可)
- (3) 振込先の金融機関の通帳の写し

5. 補助を受けた機器を他人に譲渡、貸与してはいけません。

判明した場合、交付した補助金を返還していただきます。

市内周遊パンフレット（農産物直売所編）を設置

伊達市では、2026年下期にオープンするイオンモール伊達を訪れた方が市内を周遊したくなる仕掛けづくりの一環として、本市の農産物直売所に関する基本的な情報を掲載したパンフレットを作成し、設置します。

1 市内周遊パンフレットについて

主に県外からイオンモール伊達を訪れる子育て世代のファミリー層や若年層、特に女性をメインターゲットとしています。車での移動を想定し、イオンモールからの移動時間やGoogleマップにつながる二次元コードを掲載します。

また、直売所ごとのいちおし商品の情報を盛り込むことで、直売所を実際に訪れ、周遊したくなるようなパンフレットになっています。

2 設置日

4月1日（火）

3 発行部数

10,000部

4 設置場所

JR伊達駅、阿武隈急行保原駅・梁川駅、道の駅伊達の郷りょうぜん、農産物直売所、その他商業施設など、集客数の多い施設に設置・配布

5 その他

- ・市公式HPにPDFデータを掲載
- ・市公式HPの「伊達市総合マップ」にも直売所情報を掲載



問合せ

産業部農政課
電話 024-573-5635